

市税の申告はeLTAXをご利用ください

■対象税目：法人市民税・事業所税・固定資産税(償却資産の申告のみ)・個人住民税(給与支払報告書の提出など)

*ご利用の流れや手続きについては、右記の二次元コードからeLTAXホームページをご覧ください



問法人市民税・事業所税について…市民税課 ☎963-9145、個人住民税について…市民税課 ☎963-9144、固定資産税について…資産税課 ☎963-9147

家屋に係る固定資産税の減額措置

下記の改修工事は、申請により固定資産税の減額が受けられます。

○住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日に所在していた住宅で、現行の耐震基準に適合する一定の耐震改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120㎡相当分までを限度として翌年度分の固定資産税の2分の1を、また、併せて長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額。

○バリアフリー改修工事

新築した日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修を行った場合、改修家屋1戸当たり100㎡相当分までを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額。

○省エネ改修工事

平成20年1月1日に所在していた住宅で、現行の省エネ基準に適合する一定の省エネ改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120㎡相当分までを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を、また、併せて長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額。

*詳しくは市ホームページをご覧ください

問資産税課 ☎963-9149

市税および国民健康保険税徴収の強化月間

ほとんどの方が納付している市税等を納付しない場合は、延滞金が加算されるとともに、法律の規定により財産差し押さえ等の処分を受けますのでご注意ください。

問収納課 ☎963-9142

休日納税相談

■日時：12月5日(日)・1月9日(日)、9:00~15:00

■場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

問収納課(本庁舎2階) ☎963-9142

夜間納税相談

■日時：12月16日(木)、17:15~20:00

■場所：収納課

■内容：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・

都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納税相談(来庁または電話)

*来庁での納税相談は事前に電話予約が必要です。電話での納税相談は事前予約不要です

*窓口納付は受け付けていません

問収納課(本庁舎2階) ☎963-9142

固定資産税・都市計画税第3期および国民健康保険税第7期の納期限は1月4日(火)です

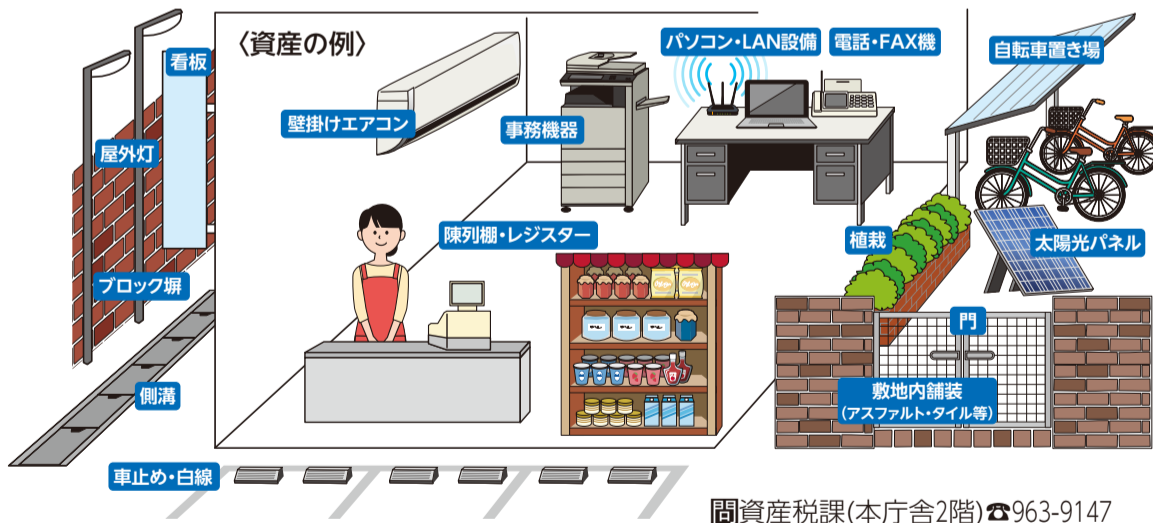
市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
市・県民税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12月2日(木)	令和3年度の市・県民税の年税額に変更があった方や新たに課税された方	市民税課 ☎963-9144
固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12月6日(月)	令和3年度の固定資産税・都市計画税に変更があった方や新たに課税された方	資産税課 ☎963-9147・9148
医療費のお知らせ(令和3年7月・8月診療分)	12月上旬	国民健康保険に加入していて医療機関等を受診した方	国保年金課 ☎963-9154
国民健康保険税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	12月15日(水)	▷令和3年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに国民健康保険に加入した方 ▷支払い方法を特別徴収(年金からの差し引き)から口座振替に変更した方	国保年金課 ☎963-9146

1月31日(月)まで 償却資産(固定資産税)の申告

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具・備品などを償却資産とします。令和4年度申告書等を12月13日(月)に発送します。令和4年1月1日現在の状況を1月31日(月)までに資産税課へご提出ください(郵送・eLTAX可)。申告用紙は市ホームページから印刷できます。

■対象：太陽光パネルを設置している法人または10kW以上で設置している個人、飲食業、アパート等不動産賃貸業、小売業、建設業、理美容業など



問資産税課(本庁舎2階) ☎963-9147

意見募集

*いただいたご意見への個別回答は行いません。結果は市ホームページなどで公開します

■提出方法：問い合わせ先、行政資料コーナー(第二庁舎4階)および各地区センターに設置するご意見箱へ。左記のほか、問い合わせ宛てに郵送(消印有効)またはファクス、メールでも受け付けます

*計画(案)等の閲覧と意見用紙の配布は問い合わせ先およびご意見箱設置場所で行うほか、市ホームページから印刷できます

件名	計画(案)等の目的	募集期間	上記以外のご意見箱設置場所	問合せ
越谷市地域防災計画(案)	災害に強いまちづくりを推進するための指針の策定	12月8日(水)	危機管理室	危機管理室(本庁舎3階) ☎963-9285、FAX 965-7809、E-mail kikikanri@city.koshigaya.lg.jp
越谷市国土強靱化地域計画(案)	大規模災害時に迅速な復旧・復興を可能とするまちづくりの指針の策定	~1月7日(金)		